

加工規則第三条の六第1項第3号に規定する一部使用承認について

1. はじめに

現在、当社は新規制基準に基づく核燃料物質の加工の事業の変更許可及び設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）を取得済みであり、設工認を取得した加工施設について、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第三条の五第1項に基づき使用前確認を申請（及び同条第3項に基づき変更の内容を説明する書類を提出）している。

これに対して、当社加工施設の中で使用前確認証交付前に使用せざるを得ないものがでてきたため、加工規則第三条の六第1項第3号に基づき、その使用の承認を計画している。

加工施設の一部を使用するにあたり、加工規則第三条の六第1項第3号に規定する一部使用承認に該当するかどうかについて検討した結果を以下に示す。

2. 可燃性の固体廃棄物を焼却するための加工施設

1) 対象施設

焼却設備（焼却炉、サイクロン、フラッシュチャンバ、イオン交換材混合機、イオン交換材成型機、ピット、集塵機）、付属建物第1廃棄物処理所前室、付属建物第1廃棄物処理所前室に設置する非常用設備（非常用照明、誘導灯、安全避難通路、放送設備、火災感知設備）

2) 使用しなければならない特別の理由

新規制基準に基づく耐震補強等の工事の実施に伴い、工事関連の廃棄物が多数発生し、現在、当社の保管廃棄物の保管量は増加傾向にある。当社の加工施設において許可を受けた固体廃棄設備の最大保管廃棄能力は17,050本（2000ドラム缶相当）であるのに対し、現在の保管量は約16,100本であり約95%の保管率に達している。今後、日常の点検・保守に伴い発生する綿手袋、ウエス等の可燃性の固体廃棄物に加え、耐震補強等の工事に使用した足場材、耐火シート、解体フード等の不燃性の固体廃棄物及び使用済みの作業着、ヘルメット、靴等の可燃性の固体廃棄物が発生する見込みである。

上記による保管量の増加を抑えるため、今後発生する可燃性の固体廃棄物及び焼却前の状態でドラム缶に収納している可燃性の固体廃棄物を焼却減容処理することにより、計画的に保管廃棄物の保管量低減を図る必要がある。

そのため、使用前確認証交付前に焼却設備の使用を計画する。

3) 一部使用承認の該非

上述の特別な理由から対象施設を使用するにあたっては、一部使用に係る承認申請が必要であるとした。

4) 使用前事業者検査の状況

対象施設については、員数、外観、寸法、配置、据付、系統、臨界安全、遮蔽、材料、仕様性能、面速及び作動の検査項目のうち設工認申請書の検査の項目で該当する使用前事業者検査を実施し、使用前事業者検査の結果が判定基準を満たしていることを確認している。

5) 使用の期間

一部使用承認書交付日～使用前確認証交付日

6) 使用の方法

保安規定に従って施設の運転管理及び維持管理を行う。

以上